

福井市女性活躍推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 福井市における女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年9月4日法律第64号)第27条に基づき、福井市女性活躍推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議・検討する。

- (1) 女性の職業生活における活躍に係る施策の検討、情報の共有に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進及び支援に関すること。
- (3) その他女性の職業生活における活躍推進に関すること。

(構成)

第3条 協議会の委員は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業所の代表者、もしくは代表者が推薦する者
- (3) 関係団体の代表者、もしくは代表者が推薦する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から委嘱した日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 議長は、協議会の事務を統括する。
- 3 協議会は、会長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、福井市総務部未来づくり推進局女性活躍促進課に置く。

(秘密を守る義務)

第8条 協議会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。